フェイスシート

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 指定相当通所型サービス |

記入日：令和　年　　月　　日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

■このチェックシートは、管理者が記載してください。

|  |
| --- |
| 法人名 |
|  |
| 代表者職名・氏名 |
|  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所番号 |  | | | |
| フリガナ |  | | | |
| 事業所名 |  | | | |
| 住所 | （〒２５２－　　　　） | | | |
|  | | | |
| 連絡先 | 電話 |  | FAX |  |
| メールアドレス |  | | |
| 開設年月日 | 元号　　年　　月　　日 | | | |
| 指定年月日 | 元号　　年　　月　　日 | | | |
| 管理者 |  | | | |

**指定相当通所型サービス**

|  |  |
| --- | --- |
| 根拠条文略称  ①規則  ②指定規則  ③介護予防支援規則 | 座間市介護予防・日常生活支援総合事業における指定相当訪問型サービス等の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（令和６年座間市規則第２８号）  座間市指定介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則（令和３年座間市規則第４４号）  座間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成２７年座間市規則第２３号） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **法令遵守責任者はどなたですか** | 氏名： |  |

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅰ | 個別サービスの質に関する事項 | | | | | |
| 1 | 設備及び備品等 | 指定申請時（更新時含む）又は直近の変更届の平面図に合致していますか。 | 規則第46条 |  |  |  |
| 使用目的に沿って使われていますか。 |  |  |  |
| 2 | 内容及び手続の説明及び同意 | サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制、事業者及び事業所の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | 規則第57条(第８条準用) |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 2 | 内容及び手続の説明及び同意 | 利用申込者又はその家族からの申し出があった場合に文書の交付に代えて、あらかじめ当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を受け、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制、事業者及び事業所の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | 規則第57条(第８条準用) |  |  |  |
| 3 | 心身の状況等の把握 | 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況､その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | 規則第57条(第13条準用) |  |  |  |
| 4 | 介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との関係 | 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | 規則第57条(第14条準用) |  |  |  |
| サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 |  |  |  |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 5 | 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供 | 介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った指定相当通所型サービスの提供を行っていますか。 | 規則第57条(第15条準用) |  |  |  |
| 6 | サービスの提供の記録 | 指定相当通所型サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容及び当該サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 | 規則第57条(第18条準用) |  |  |  |
| 指定相当通所型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 |  |  |  |

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 7 | 指定相当通所型サービスの具体的取り扱い方針 | 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握をしていますか。 | 規則第59条 |  |  |  |
| 管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定相当通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス計画を作成していますか。 |  |  |  |
| 通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 |  |  |  |
| 管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ていますか。 |  |  |  |
| 管理者は、通所型サービス計画を作成した際には、通所型サービス計画を利用者に交付していますか。 |  |  |  |
| 通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 |  |  |  |
| 7 | 指定相当通所型サービスの具体的取り扱い方針 | サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。 | 規則第59条 |  |  |  |
| サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行っていませんか。（身体拘束がない場合には「非該当」を選択してください。） |  |  |  |
| 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。（身体拘束がない場合には「非該当」を選択してください。） |  |  |  |
| 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 7 | 指定相当通所型サービスの具体的取り扱い方針 | 管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業所等に報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握（以下この問において「モニタリング」という。） を行っていますか。 | 規則第59条 |  |  |  |
| 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告していますか。 |  |  |  |
| 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行っていますか。 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 7 | 指定相当通所型サービスの具体的取り扱い方針 | サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定相当通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供をしていますか。 | 規則第59条 |  |  |  |
| 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されているなど適切なものですか。 |  |  |  |
| サービス提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、安全管理体制の確保を図ることなどを通じて、利用者の安全面に最大限配慮していますか。 |  |  |  |

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅱ | 個別サービスの質を確保するための体制に関する事項 | | | | | |
| 1 | 従業者の員数 | 利用者に対し、従業者の員数は適切ですか。 | 規則第44条 |  |  |  |
| 必要な専門職は、配置されていますか。 |  |  |  |
| 必要な資格は、有していますか。 |  |  |  |
| 1-1 | 生活相談員 | 提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に専ら当該サービスの提供に当たる生活相談員が勤務している時間数の合計を、当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。 | 規則第44条 |  |  |  |
| 社会福祉法第１９条にいう社会福祉主事の資格を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に準ずる者となっていますか。 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 1-2 | 看護職員 | 指定相当通所型サービスの単位ごとに、専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。 | 規則第44条 |  |  |  |
| 看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、提供時間帯を通じて、指定相当通所型サービス事業所と密接かつ適切な連携を図っていますか。  （病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定相当通所型サービス事業所の営業日ごとに、利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて、密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとします。）  密接かつ適切な連携：指定相当通所型サービス事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること。 |  |  |  |
| 1-3 | 介護職員 | 指定相当通所型サービスの単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら指定相当通所型サービスの提供に当たる介護職員が、利用者の数が１５人までの場合にあっては１以上、１５人を超える場合にあっては、１５人を超える部分の利用者の数を５で除して得た数に１を加えた数となっていますか。 | 規則第44条 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 1-3 | 介護職員 | 常時１人以上当該指定相当通所型サービスに従事させていますか。 | 規則第44条 |  |  |  |
| 1-4 | 機能訓練指導員 | 機能訓練指導員を１以上配置していますか。  （機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定相当通所型サービス事業所の他の職務に従事することは差し支えありません。）  訓練を行う能力を有する者：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、一定の実務経験を有するはり師、きゅう師※の資格を有するものとします。  ※一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者。 | 規則第44条 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 2 | 利用定員が10人以下である場合の従業者の員数 | 看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が１以上確保されるために必要と認められる数としていますか。 | 規則第44条 |  |  |  |
| 3 | その他 | 生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤となっていますか。 | 規則第44条 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 4 | 管理者 | 指定相当通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。  （指定相当通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えありません。）  　→　下記の事項について記載してください。  ・兼務の有無　　（　有　・　無　）  ・当該事業所の他の職種を兼務している場合はその職種名  　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ・他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における１週間あたりの勤務時間数  　事業所名：（　　　　　　　　　　　）  　職種名　：（　　　　　　　　　　　）  　勤務時間：（　　　　　　　　　　　） | 規則第45条 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 5 | 受給資格等の確認 | 指定相当通所型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、事業対象者の該当、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は開始日を確かめていますか。 | 規則第57条(第11条準用) |  |  |  |
| 被保険者証に認定審査会の意見が記載しているかを確認し、当該意見を配慮してサービスを提供していますか。 |  |  |  |
| 6 | 利用料等の受領 | 法定代理受領サービスに該当する指定相当通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定相当通所型サービスに係る第１号事業支給費用基準額から当該指定相当通所型サービス事業者に支払われる第１号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。・・・（１） | 規則第47条 |  |  |  |
| 法定代理受領サービスに該当しない指定相当通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当通所型サービスに係る第１号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。・・・（２） |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 6 | 利用料等の受領 | 前記（１）及び（２）の支払を受ける額のほか、利用者から受けることのできる次の費用の額以外の額の支払を受けていませんか。  ①　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  ②　食事の提供に要する費用  ③　おむつ代  ④　①～③に掲げるもののほか、指定相当通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 | 規則第47条 |  |  |  |
| 前記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては､あらかじめ､利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。 |  |  |  |
| 医療費控除対象となる居宅サービス等と併せて利用する場合に、領収書には医療費控除の対象となる額及び居宅介護支援事業者名を記載していますか。 | (参考）介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（平成12年6月1日老発第509号） |  |  |  |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 7 | 緊急時等の対応 | 指定相当通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | 規則第57条(第22条準用) |  |  |  |
| 8 | 運営規程 | 指定相当通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。  ①　事業の目的及び運営の方針  ②　従業者の職種、員数及び職務の内容  ③　営業日及び営業時間  ④　指定相当通所型サービスの利用定員  ⑤　指定相当通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額  ⑥　通常の事業の実施地域  ⑦　サービス利用に当たっての留意事項  ⑧　緊急時等における対応方法  ⑨　非常災害対策  ⑩　虐待防止のための措置に関する事項  ⑪　その他運営に関する重要事項 | 規則第49条 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 9 | 勤務体制の確保等 | 利用者に対し適切な指定相当通所型サービスを提供できるよう、指定相当通所型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 | 規則第50条 |  |  |  |
| 当該指定相当通所型サービス事業所の従業者によって指定相当通所型サービスを提供していますか。  （調理や洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については､この限りではありません。） |  |  |  |
| 指定相当通所型サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 |  |  |  |
| 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 |  |  |  |
| 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定相当通所型サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 |  |  |  |

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 10 | 業務継続計画の策定等 | 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定相当通所型サービスの提供を継続的に実施し、及び非常の体制における早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じていますか。 | 規則第57条(第27条準用) |  |  |  |
| 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。 |  |  |  |
| 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 |  |  |  |
| 11 | 定員の遵守 | 利用定員を超えてサービス提供を行っていませんか。（災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。）（行っていない場合は「可」を選択してください。） | 規則第51条 |  |  |  |
| 12 | 非常災害対策 | 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 | 規則第52条 |  |  |  |
| 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 |  |  |  |
| 13 | 衛生管理等 | 利用者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 | 規則第53条 |  |  |  |
| 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 |  |  |  |
| 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 |  |  |  |
| 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 14 | 秘密保持等 | 指定相当通所型サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | 規則第57条(第30条準用) |  |  |  |
| 当該指定相当通所型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 |  |  |  |
| サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 |  |  |  |
| 15 | 広告 | 指定相当通所型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。（基準を満たす場合は「可」を選択してください。） | 規則第57条(第31条準用) |  |  |  |

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 16 | 苦情処理 | 提供した指定相当通所型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | 規則第57条(第33条準用) |  |  |  |
| 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 |  |  |  |
| 17 | 地域との連携 | 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | 規則第54条 |  |  |  |
| 提供したサービスの関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力していますか。 |  |  |  |
| 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定相当訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定相当訪問型サービスの提供を行っていますか。 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 18 | 事故発生時の対応 | 利用者に対する指定相当通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、関係する市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | 規則第55条 |  |  |  |
| 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をしていますか。 |  |  |  |
| 利用者に対する指定相当通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 |  |  |  |
| 宿泊サービスを市へ届出し、そのサービス提供により事故が発生した場合は、関係する市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をしていますか。 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 19 | 虐待の防止 | 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 | 規則第57条(第37条準用) |  |  |  |
| 虐待の発生・再発防止のための指針を整備していますか。 |  |  |  |
| 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施していますか。 |  |  |  |
| 前記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 |  |  |  |

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅲ | その他の項目 | | | | | |
| 1 | 提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んではいませんか。 | 規則第57条(第９条準用) |  |  |  |
| 2 | サービス提供困難時の対応 | サービス提供困難時必要な措置を講じていますか。 | 規則第57条(第10条準用) |  |  |  |
| 3 | 要支援認定の申請に係る援助 | 要支援認定を受けていない利用申込者(施行規則第140条の62の4第2号に規定するものを除く。)については、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要支援認定申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | 規則第57条(第12条準用) |  |  |  |
| 要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前に話されるよう、必要な援助を行っていますか。 |  |  |  |
| 4 | 介護予防サービス計画等の変更の援助 | 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他必要な援助を行っていますか。 | 規則第57条(第16条準用) |  |  |  |
| 5 | 指定相当通所型サービスの基本取り扱い方針 | 指定相当通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | 規則第58条 |  |  |  |
| 自らその提供する指定相当通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 |  |  |  |
| 指定相当通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した生活を営むことができるよう支援することを常に意識してサービス提供をしていますか。 |  |  |  |
| 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供をしていますか。 |  |  |  |
| 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけをしていますか。 |  |  |  |
| 6 | 利用者に関する市への通知 | 指定相当通所型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。（該当者がいない場合は非該当を選択してください。）  （１）正当な理由なしに指定相当通所型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。  （２）偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 規則第57条(第21条準用) |  |  |  |
| 7 | 管理者の責務 | 管理者は、指定相当通所型サービス事業所の従業者の管理及び指定相当通所型サービスの利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っていますか。 | 規則第48条 |  |  |  |
| 管理者は、指定相当通所型サービス事業所の従業者に「座間市介護予防・日常生活支援総合事業における指定相当通所型サービス等の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則」の第3章の指定相当通所型サービスに係る基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 8 | 掲示 | 指定相当通所型サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は書面にして備え付け、かつ、これをいつでも関係者に閲覧させることができるようにしていますか。 | 規則第29条 |  |  |  |
| 運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 |  |  |  |
| 9 | 介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止 | 介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。（供与していなければ「可」を選択してください。） | 規則第57条(第31条準用) |  |  |  |
| 10 | 会計の区分 | 指定相当通所型サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | 規則第57条(第38条準用) |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 11 | 記録の整備 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | 規則第56条 |  |  |  |
| 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。  （１）通所型サービス計画  （２）具体的なサービスの内容等の記録  （３）身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）市町村への通知に係る記録（「6サービスの提供の記録」を参照）  （５）苦情の内容の記録  （６）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |  |

**指定相当通所型サービス**

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 定員超過減算 | 月平均利用者数が利用定員を上回る |  | 該当 |
| 人員基準減算 | 看護職員及び介護職員の配置数が基準上の員数を下回る |  | 該当 |
| 同一建物減算 | 指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し指定相当通所型サービスを行った場合（傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合を除く。） |  | 該当 |
| 送迎減算 | 指定相当通所型サービスの従業者が、利用者に対し、その居宅と指定相当通所型サービスとの間の送迎を行わない場合 |  | 該当 |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 規則第57条(第37条準用)に規定する措置を講じていない場合 |  | 該当 |
| 業務継続計画未策定減算 | 規則第57条(第27条準用)に規定する基準を満たさない事実が生じた場合 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 厚生労働大臣の定める地域に居住している利用者に通常の事業の実施地域を超えて指定通所介護サービスを行った場合 |  | 該当 |
| 生活機能向上グループ活動加算 | 栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定 |  | 非該当 |
| 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、その他指定相当通所型サービスの従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した指定相当通所型サービス計画を作成。到達目標はおおむね3月程度で達成可能な目標とし、さらにおおむね1月程度で達成可能な目標（短期目標）を設定し、当該利用者のケアプランとの整合性が取れている。 |  | 該当 |
| 複数種類の生活機能向上グループサービスの項目を準備し、その項目の選択にあたっては、利用者の同意を得て、生活意欲が増進されるよう援助し、心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスを提供 |  | 該当 |
| グループの人数は6名以下 |  | 該当 |
| 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上実施 |  | 該当 |
| 生活機能向上グループ活動を１週につき１回以上実施 |  | 該当 |
| 生活機能向上グループ活動加算 | 実施時間・実施内容・参加者の人数及び氏名等を記録 |  | 該当 |
| 短期目標に応じて、概ね１月ごとにモニタリング。必要に応じて、計画の修正等を実施 |  | 該当 |
| 計画実施期間終了後、目標の達成度及び要支援状態等となった後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったこと、現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容、近隣との交流の状況等について把握し、介護予防支援事業者に報告 |  | 該当 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別に担当者を定めている |  | 該当 |
| 該当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っている。 |  | 該当 |
| 栄養アセスメント加算 | 管理栄養士（外部との連携を含む）を１人配置 |  | 該当 |
| 利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職員が共同で栄養アセスメントを行い、利用者、家族に結果を説明し、相談等に対応 |  | 該当 |
| 定員、人員基準に適合 |  | 該当 |
| 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省（LIFE）へ提出し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用 |  | 該当 |
| 栄養改善加算 | 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置 |  | 該当 |
| 管理栄養士、看護・介護職員等が共同した栄養ケア計画の作成 |  | 該当 |
| 利用者等に対する計画の説明及び同意を得ている |  | 該当 |
| 計画に基づく栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録 |  | 該当 |
| 栄養ケア計画の評価、ケアマネ等に対する情報提供 |  | 該当 |
| 定員、人員基準に適合 |  | 該当 |
| 月の算定回数は、２回以下である |  | 該当 |
| 口腔機能向上加算（Ⅰ） | 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置 |  | 該当 |
| 言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して口腔機能改善管理指導計画の作成 |  | 該当 |
| 口腔機能向上加算（Ⅰ） | 口腔機能改善管理指導計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成 |  | 該当 |
| 利用者毎の口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価、３月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、介護支援専門員、主治の医師・歯科医師への情報提供 |  | 該当 |
| 定員、人員基準に適合 |  | 該当 |
| 医療における対応の必要性 |  | 非該当 |
| 利用者等に対する計画の説明及び同意を得ている |  | 該当 |
| 月の算定回数は、２回以下である |  | 該当 |
| 口腔機能向上加算(Ⅱ) | 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置 |  | 該当 |
| 言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して口腔機能改善管理指導計画の作成 |  | 該当 |
| 口腔機能改善管理指導計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成 |  | 該当 |
| 口腔機能向上加算(Ⅱ) | 利用者毎の口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価、３月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、介護支援専門員、主治の医師・歯科医師への情報提供 |  | 該当 |
| 定員、人員基準に適合 |  | 該当 |
| 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省（LIFE）へのデータ提出とフィードバックの活用 |  | 該当 |
| 医療における対応の必要性 |  | 非該当 |
| 利用者等に対する計画の説明及び同意を得ている |  | 該当 |
| 月の算定回数は、２回以下である |  | 該当 |
| 一体的サービス提供加算 | 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスのいずれも実施 |  | 該当 |
| 栄養改善加算及び口腔機能向上加算のいずれも算定なし |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | １　次の（１）又は（２）に該当 |  | 該当 |
| （１）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の70以上 |  | 該当 |
| （２）介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が100分の25以上 |  | 該当 |
| ２　定員、人員基準に適合 |  | 該当 |
| ３　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）を算定していない |  | 該当 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | １　介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上 |  | 該当 |
| ２　定員、人員基準に適合 |  | 該当 |
| ３　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅲ）を算定していない |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | １　次の（１）又は（２）に該当 |  | 該当 |
| （１）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の40以上 |  | 該当 |
| （２）直接提供する職員の総数のうち勤続年数７年以上の者の割合が100分の30以上 |  | 該当 |
| ２　定員、人員基準に適合 |  | 該当 |
| ３　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定していない |  | 該当 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ） | 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（当加算において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（当加算において「機能訓練指導員等」という。）が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ） | 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該事業所の機能訓練指導員等に助言を行っている。 |  | 該当 |
| 個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。 |  | 該当 |
| 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している。 |  | 該当 |
| 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。 |  | 該当 |
| 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、３月ごとに１回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明している。 |  | 該当 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ） | 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしている。 |  | 該当 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ） | 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（当加算において「理学療法士等」という。）が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（当加算において「機能訓練指導員等」という。）と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。 |  | 該当 |
| 個別機能訓練計画の作成にあたっては、理学療法士等が、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に対する助言を行っている。 |  | 該当 |
| 個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。 |  | 該当 |
| 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ） | 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。 |  | 該当 |
| 理学療法士等は、３月ごとに１回以上指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている。 |  | 該当 |
| 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしている。 |  | 該当 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） | 利用開始時および利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供している |  | 該当 |
| 利用開始時および利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供している |  | 該当 |
| 定員、人員基準に適合 |  | 該当 |
| 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月 |  | 該当 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） | 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月 |  | 該当 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） | （１）利用開始時および利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供している場合次の①及び②が該当 |  | 該当 |
| ①算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月 |  | 該当 |
| ②算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではない |  | 該当 |
| （２）利用開始時および利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認し情報を担当ケアマネに提供している場合次の①及び②が該当 |  | 該当 |
| ①算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではない |  | 該当 |
| ②算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月 |  | 該当 |
| （１）又は（２）に該当 |  | 該当 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） | 定員、人員基準に適合 |  | 該当 |
| 科学的介護推進体制加算 | 利用者ごとのＡＤＬ値（ＡＤＬの評価に基づき測定し値）、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省（LIFE)に提出 |  | 該当 |
| 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、厚生労働省に提出する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している |  | 該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | 賃金改善の実施について、次の（１）から（８）までに掲げる、全ての要件を満たしている。  ※（２）は、介護職員等処遇改善加算の算定以前に、旧ベースアップ加算又は、令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |  | 該当 |
| （１）仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てている。  ※既に処遇改善加算を算定している場合、本要件を満たすために賃金総額を新たに増加させる必要はない。  ※既に本要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。 |  | 該当 |
| （２）仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施している。または、適用外である。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | （３）次の①から③までを全て満たしている。  ※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①及び②に定められた整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めのある整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  | 該当 |
| ①　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容に応じた任用の要件等（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 |  | 該当 |
| ②　①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。 |  | 該当 |
| ③　①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。  ※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により③の要件を満たすこととして差し支えない。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | （４）次の①及び②を満たしている。  ※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  | 該当 |
| ①　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。  　ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術的指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。  　イ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している。 |  | 該当 |
| ②　①について、全ての介護職員に周知している。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | （５）次の①及び②を満たしている。  ※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えありません。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  | 該当 |
| ①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には、次のアからウまでのいずれかに該当する仕組みであること。 |  | 該当 |
| ア　「経験に応じて昇給する仕組み」勤続年数や経験年数などに応じて昇給する仕組みである。 |  | 該当 |
| イ　「資格等に応じて昇給する仕組み」介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図れる仕組みであることを要する。 |  | 該当 |
| ウ　「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」実技試験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | ②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。  ※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により②の要件を満たすこととして差し支えない。 |  | 該当 |
| （６）経験技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額４４０万円以上である。（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額４４０万円以上である者を除く。）ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。  ・　小規模事業所等で、職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合。  ・　職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額４４０万円まで賃金を引き上げることが困難な場合  ・　年額４４０万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積に一定期間を要する場合。 |  | 該当 |
| （７）一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的にはサービス提供体制強化加算の各区分の届出を行っている。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | （８）①から③の要件を全て満たしている。  ※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えありません。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。  ※介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予するこことする。 |  | 該当 |
| ①　職場環境等要件における「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「やりがい・働きがいの醸成」について、区分ごとに２以上の取組を実施している。 |  | 該当 |
| ②　ア又はイのいずれかに該当している。 |  | 該当 |
| ア　職場環境等要件における「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組み」について、３以上の取組みを実施している。  ※「厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている」及び「現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している」ことは必須。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | イ　１法人あたり１事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者に限り、「各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施」をしている。 |  | 該当 |
| ③　職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表している。 |  | 該当 |
| 処遇改善計画書等を作成・提出している。 |  | 該当 |
| 実績報告書等を作成・提出している。 |  | 該当 |
| 賃金改善等を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより、職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知している。 |  | 該当 |
| 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 |  | 該当 |
| 労働保険料の納付が適正に行われている。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | 賃金改善の実施について、次の（１）から（７）までに掲げる、全ての要件を満たしている。  ※（２）は、介護職員等処遇改善加算の算定以前に、旧ベースアップ加算又は、令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |  | 該当 |
| （１）仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てている。  ※既に処遇改善加算を算定している場合、本要件を満たすために賃金総額を新たに増加させる必要はない。  ※既に本要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。 |  | 該当 |
| （２）仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施している。または、適用外である。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | （３）次の①から③までを全て満たしている。  ※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①及び②に定められた整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めのある整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  | 該当 |
| ①　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容に応じた任用の要件等（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 |  | 該当 |
| ②　①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。 |  | 該当 |
| ③　①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。  ※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により③の要件を満たすこととして差し支えない。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | （４）次の①及び②を満たしている。  ※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  | 該当 |
| ①　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。  　ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術的指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。  　イ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している。 |  | 該当 |
| ②　①について、全ての介護職員に周知している。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | （５）次の①及び②を満たしている。  ※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  | 該当 |
| ①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には、次のアからウまでのいずれかに該当する仕組みであること。 |  | 該当 |
| ア　「経験に応じて昇給する仕組み」勤続年数や経験年数などに応じて昇給する仕組みである。 |  | 該当 |
| イ　「資格等に応じて昇給する仕組み」介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図れる仕組みであることを要する。 |  | 該当 |
| ウ　「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」実技試験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | ②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。  ※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により②の要件を満たすこととして差し支えない。 |  | 該当 |
| （６）経験技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額４４０万円以上である。（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額４４０万円以上である者を除く。）ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。  ・　小規模事業所等で、職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合。  ・　職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額４４０万円まで賃金を引き上げることが困難な場合  ・　年額４４０万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積に一定期間を要する場合。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | （７）①から③の要件を全て満たしている。  ※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。  ※介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予するこことする。 |  | 該当 |
| ①　職場環境等要件における「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「やりがい・働きがいの醸成」について、区分ごとに２以上の取組を実施している。 |  | 該当 |
| ②　ア又はイのいずれかに該当している。 |  | 該当 |
| ア　職場環境等要件における「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組み」について、３以上の取組みを実施している。  ※「厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている」及び「現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している」ことは必須。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | イ　１法人あたり１事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者に限り、「各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施」をしている。 |  | 該当 |
| ③　職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表している。 |  | 該当 |
| 処遇改善計画書等を作成・提出している。 |  | 該当 |
| 実績報告書等を作成・提出している。 |  | 該当 |
| 賃金改善等を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより、職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知している。 |  | 該当 |
| 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 |  | 該当 |
| 労働保険料の納付が適正に行われている。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | 賃金改善の実施について、次の（１）から（６）までに掲げる、全ての要件を満たしている。  ※（２）は、介護職員等処遇改善加算の算定以前に、旧ベースアップ加算又は、令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |  | 該当 |
| （１）仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てている。  ※既に処遇改善加算を算定している場合、本要件を満たすために賃金総額を新たに増加させる必要はない。  ※既に本要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。 |  | 該当 |
| （２）仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施している。または、適用外である。 |  | 該当 |
| （３）次の①から③までを全て満たしている。  ※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①及び②に定められた整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めのある整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  | 該当 |
| ①　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容に応じた任用の要件等（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 |  | 該当 |
| ②　①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。 |  | 該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | ③　①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。  ※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により③の要件を満たすこととして差し支えない。 |  | 該当 |
| （４）次の①及び②を満たしている。  ※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  | 該当 |
| ①　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。  　ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術的指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。  　イ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している。 |  | 該当 |
| ②　①について、全ての介護職員に周知している。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | （５）次の①及び②を満たしている。  ※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  | 該当 |
| ①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には、次のアからウまでのいずれかに該当する仕組みであること。 |  | 該当 |
| ア　「経験に応じて昇給する仕組み」勤続年数や経験年数などに応じて昇給する仕組みである。 |  | 該当 |
| イ　「資格等に応じて昇給する仕組み」介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図れる仕組みであることを要する。 |  | 該当 |
| ウ　「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」実技試験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組みである。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | ②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。  ※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により②の要件を満たすこととして差し支えない。 |  | 該当 |
| （６）①から②の要件を全て満たしている。  ※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。  ※介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予するこことする。 |  | 該当 |
| ①　職場環境等要件における「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「やりがい・働きがいの醸成」について、区分ごとに１以上の取組を実施している。 |  | 該当 |
| ②　ア又はイのいずれかに該当している。 |  | 該当 |
| ア　職場環境等要件における「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組み」について、２以上の取組みを実施している。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | イ　１法人あたり１事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者に限り、「各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施」をしている。 |  | 該当 |
| 処遇改善計画書等を作成・提出している。 |  | 該当 |
| 実績報告書等を作成・提出している。 |  | 該当 |
| 賃金改善等を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより、職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知している。 |  | 該当 |
| 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 |  | 該当 |
| 労働保険料の納付が適正に行われている。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | 賃金改善の実施について、次の（１）から（６）までに掲げる、全ての要件を満たしている。  ※（２）は、介護職員等処遇改善加算の算定以前に、旧ベースアップ加算又は、令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |  | 該当 |
| （１）仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てている。  ※既に処遇改善加算を算定している場合、本要件を満たすために賃金総額を新たに増加させる必要はない。  ※既に本要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。 |  | 該当 |
| （２）仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施している。または、適用外である。 |  | 該当 |
| （３）次の①から③までを全て満たしている。  ※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①及び②に定められた整備を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該定めのある整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  | 該当 |
| ①　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容に応じた任用の要件等（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 |  | 該当 |
| ②　①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。 |  | 該当 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | ③　①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。  ※常時雇用する者の数が10人未満の事業所である場合等は、就業規則の代わりに内規等の整備周知により③の要件を満たすこととして差し支えない。 |  | 該当 |
| （４）次の①及び②を満たしている。  ※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに次の①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から本要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  | 該当 |
| ①　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。  　ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術的指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。  　イ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している。 |  | 該当 |
| ②　①について、全ての介護職員に周知している。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | （５）①から②の要件を全て満たしている。  ※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から職場環境要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えない。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。  ※介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和７年度における職場環境等要件に係る適用を猶予するこことする。 |  | 該当 |
| ①　職場環境等要件における「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「やりがい・働きがいの醸成」について、区分ごとに１以上の取組を実施している。 |  | 該当 |
| ②　ア又はイのいずれかに該当している。 |  | 該当 |
| ア　職場環境等要件における「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組み」について、２以上の取組みを実施している。 |  | 該当 |
| イ　１法人あたり１事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者に限り、「各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施」をしている。 |  | 該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | 処遇改善計画書等を作成・提出している。 |  | 該当 |
| 実績報告書等を作成・提出している。 |  | 該当 |
| 賃金改善等を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより、職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知している。 |  | 該当 |
| 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 |  | 該当 |
| 労働保険料の納付が適正に行われている。 |  | 該当 |